

軽費老人ホーム二宮寿考園ご利用にあたっての重要事項(概要)

I 施設の経営と運営規程の概要

1. 施設の経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人寿考会
- (2) 法人所在地 神奈川県中郡二宮町  
富士見が丘二丁目19-11
- (3) 電話番号 0463-72-1712
- (4) 代表者氏名 理事長 里山 樹
- (5) 設立年月 昭和46年2月5日

2. 施設の種類等

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム(昭和46年8月1日指定)
- (2) 施設の目的 ご契約者が安心して生き生きと明るく生活できること
- (3) 施設の名称 二宮寿考園
- (4) 施設の所在地 神奈川県中郡二宮町富士見が丘二丁目19-11
- (5) 電話番号 0463-72-1712
- (6) 施設長氏名 小笠原 圭
- (7) 開設年月 昭和46年8月1日

3. 居室等

施設では設備として、以下の居室等をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(1人部屋)	45室	標準4.5畳一間
居室(2人部屋)	5室	6畳一間、1人居室として使用することがある
合計	50室	
医務室	1室	
食堂	1室	4人がけテーブル14卓 TV2台を配備
娯楽室	1室	食堂との兼用、カラオケ機・公衆電話機各1台を配備
浴室	1室	
相談室	1室	
洗濯室	1室	洗濯機3台、乾燥機1台、共用冷蔵庫1台を配備

4. 運営方針

ご契約者の意思と人格を尊重し、地域や家庭との結びつきを重視したサービス提供に努めます。また、行政やその他の医療福祉サービス提供者と連携に努め、ご契約者が地域やご家族との交流を深めることに協力します。(運営規程第2条、第3条)

5. 定員

施設の入所定員は50名とします。(運営規程第6条)

6. サービス提供の方針(運営規程第8条)

施設は、ご契約者の安心と明るい生活のために、心身状況や希望に応じたサービス提供を丁寧な説明とともに行う。適正なサービス提供のために、身体拘束等の行動制約や虐待の防止及び認知症の理解を深める研修や委員会を定期的に行います。

7. 施設が提供するサービス

施設は、以下の項目を施設の提供するサービスとし、その適切な実施を行います。(運営規程第9条から17条)

- (1) 食事の提供
- (2) ご契約者や家族に対する相談や助言の援助
- (3) ご契約者の行政機関への手続きの援助
- (4) ご契約者の家族との連携
- (5) ご契約者の外出機会の確保
- (6) 入浴場の準備と入浴機会の提供
- (7) ご契約者の行事やクラブ活動の準備や実施提供
- (8) 居宅サービス等の利用に対する援助や協力
- (9) ご契約者の緊急時の対応や連絡

8. 利用料等

施設の利用料等は次の各項です。(運営規程第7条、第25条(3)、第29条)

毎月のご負担となる利用料は(1)(2)(4)、季節により生じる利用料は(3)(5)です。(6)は特別のご希望に基づく利用料となります。(7)に掲げる費用は、特別な事情によるため、ご契約者やご家族保証人の方とのご相談と同意に基づき発生するものです。

- (1) サービスの提供に要する費用: ご契約者の前年の収入から所定の控除を差し引いた基準額(年収)を元に自己負担月額を求めます。  
10,000円(最低額) ~ 110,400円(最高額)
- (2) 生活費: 56,090円(月額)
- (3) 暖房費: 2,150円(11月から3月までの冬季5ヶ月間の月額)
- (4) 居室の光熱費: ご契約者が居室に保有される電気機器を元に、月額(基準単価500円)を定めます。
- (5) 夏季冷房費: 2,150円(7月から9月までの夏季3ヶ月間の月額)
- (6) 特別なサービスの費用:

- ① 洗濯室の機器使用料：洗濯機 100円(1回)、乾燥機 100円(1回)
- ② 施設の事務へご契約者の金銭管理を委託する費用：2,000円(月額)
- ③ 園内のクラブ活動の材料費等の実費や行事費の一部負担金：逐次設定額
- ④ その他施設長がご契約者による負担が相当と定め、同意の得られるサービス費用

(7) その他費用：

- ① 故意または、重大な過失により施設設備備品等に汚損や破損を与えた弁済費用
- ② 居室の変更ないしは、退去時に居室に特別な汚損があるときの原状回復費用(「原状の回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成10年3月建設省住宅局、(財)不動産取引推進機構)に基づく)

9. 利用上の留意事項(略)

10. 非常災害対策

施設は、非常災害の備えとして必要な設備、職員の対応体制及び関係機関への通報連絡体制を整備し、非常災害等への対応のために必要な備品と備蓄食品、関係機関への連絡体制、定期的な研修や訓練による職員体制及び防火管理者を保持します。(運営規程第40条から第42条)

11. 健康保持や協力医療機関

ご契約者の健康保持のため、施設は年2回の健康診断を契約の医療機関等にて実施いたします。また、ご契約者の病変等に備えるために、湘南こいじクリニック(神奈川県中郡二宮町山西276-1)を協力医療機関として定めています。(運営規程第47条、第49条)

II 職員の配置状況と勤務体制

1. 主な職員の配置状況：(運営規程第4条)

職種	配置職員(名)	指定基準(名)
施設長	1	1
生活相談員	1	1
主任介護職員	1	1
介護職員	5※	3※
看護職員	1	1
栄養士	1	1
事務員	1.5※	1.5※
調理員	3.5	3.5

2. 主な直接サービス提供職種の勤務体制：

職種	勤務体制
介護職員(生活相談員、主任介護職員、常勤・パート介護職員を含む)	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:15～8:30 1名 日中：8:30～17:15 4名 夜間：17:15～18:30 1名 宿直：17:15～翌朝8:30 1名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:30～17:15 1名

III 事故発生時の対応 (運営規程第50条)

- 1. 事故発生時の対応については、法人の定める「事故防止のための指針」によるものとします。
- 2. 事故が発生した場合には、施設は速やかに当該ご契約者の安全確保、危機回避、生命健康リスク低減のための対応、事故状況の把握と報告、関係者への連絡や報告の対応を行います。施設の責任において必要な場合には損害賠償を行います。

IV 苦情の解決について (運営規程第51条)

施設における苦情の受付と解決の責任者及び苦情解決委員を定め、ご契約者からの苦情やご相談に迅速かつ適切に対応する体制を準備しています。

苦情受付担当者：生活相談員 熊澤 敏明

苦情解決責任者：施設長 小笠原 圭

苦情解決委員(法人外部の第3者)：

- ① 社会福祉法人一燈会介護支援専門員 山下 玲子(0463-70-1002)
- ② 社会福祉法人寿考会評議員 梓田 俊邦(0463-72-0875)

また、その他苦情受付機関として以下の行政機関がご利用いただけます。

二宮町役場健康福祉部福祉保険課介護保険班	所在地 神奈川県中郡二宮町二宮 電話番号 0463-71-3311 受付時間 9:00～17:00
神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課福祉施設グループ	所在地 横浜市中区日本大通1 電話番号 045-210-4851 受付時間 9:00～17:00
神奈川県社会福祉協議会	所在地 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話番号 045-311-1421 受付時間 9:00～17:00